

# 公 告

海上自衛隊下関基地隊における展示即売店の設置及び経営に  
関する業者の募集について

海上自衛隊下関基地隊司令

矢野 浩美



山口県下関市永田本町4丁目8番1号に所在する海上自衛隊下関基地隊において、展示即売店を設置し経営を行う業者について、下記のとおり募集します。

## 1 募集（公募）業種

- (1) 地域特産品（ちくわ、かまぼこ、干物等）
- (2) 食品（その場で調理する食品は除く。）
- (3) 上記以外の物品販売

## 2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店もしくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは、積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び（3）から（6）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

## 3 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可

## 4 募集要領の配布

- (1) 期間：令和6年10月21日（月）～10月31日（木）  
午前9時～午後4時（正午～午後1時の間及び土、日曜日を除く。）
- (2) 場所：海上自衛隊下関基地隊本部厚生科  
電話 083-286-2323（内線：221） 担当：橋本

## 5 その他

細部の内容は、募集要領及び仕様書による。

展示即売店等募集要領及び仕様書

海上自衛隊下関基地隊

令和6年10月10日

## 募 集 要 領

### 1 概 要

山口県下関市永田本町4丁目8番1号に所在する海上自衛隊下関基地隊において、展示即売店等を設置し経営を行う業者を下記に記載する諸条件に従い募集する。

### 2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店もしくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは、積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び（3）から（6）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

### 3 設置施設の所在地及び名称

山口県下関市永田本町4丁目8番1号 海上自衛隊下関基地隊

### 4 公募説明会

本説明会に参加されない業者の方は、公募に参加できません。

なお、本説明会の参加条件として、①募集要領を直接受領していること

②説明会参加申込をしていることが必要です。

- (1) 日 時：令和6年11月1日（金）14時00分から
- (2) 場 所：下関基地隊厚生センター
- (3) 携行品：募集要領、仕様書

※ 参加希望者（各業者1名）は、令和6年10月31日（木）16時までには公募説明会参加申込書（別紙様式第1）に必要事項を記入後、下記まで直接持ち込み、郵送又はFAXで提出してください。

山口県下関市永田本町4丁目8番1号 海上自衛隊下関基地隊厚生科

電 話 083-286-2323（内線：221）

FAX 083-286-2334

## 5 設置条件

## (1) 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく、行政財産の使用許可により設置する。

## (2) 設置場所

本部庁舎横

## (3) 使用面積

※基準であり、増加することは可能

ア 本部庁舎：11.5㎡(5.0m×2.3m)

## (4) その他

詳細は、別添仕様書のとおり。

## 6 応募手続き等

## (1) 申請書等の提出

下記に示す提出書類を、お提出先に、お提出期限までに郵送又は手交により提出すること。なお、提出された書類は返却しない。

ア 申請書(別紙様式第2) 1部

イ 主な販売予定商品(別紙様式第3-1、3-2) 1部

※ 様式中の商品写真については、販売商品カタログ、その他具体的資料等でも可とする。

ウ その他関係書類 各1部

公募に参加する者に必要な資格を確認するため、下記の関係書類を併せて提出すること。(関係書類の不備又は参加資格がないと判断された場合は、審査は行わず無効とする。)

(ア) 業務確約書(別紙様式第4)

(イ) 戸籍抄本(法人である業者にあつては、登記簿謄本(履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書)) ※発行後、3ヶ月以内のもの。

(ウ) 営業経歴書(会社の称号・所在地、代表者役職・氏名、沿革(営業年数)役員や従業員数等の概要、営業品目、営業所の所在状況等。上記内容が記載されたパンフレット等でも可)

(エ) 財務諸表

個人：所得税青色申告決算書、確定申告書

法人：貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書、決算報告書等

※ 申請日直前1年以内に税務署に提出したもの

(オ) 法人税又は所得税に関する納税証明書

個人：その3の2(「申告所得税及復興特別所得税」と「消費税及地方消費税」に未納の税額がないこと。)

法人：その3の3(「法人税」と「消費税及地方消費税」に未納の税額がないこと。)

※発行後、3ヶ月以内のもの。

(カ) 会社概要(様式適宜。上記(ウ)営業経歴書又はその内容が記載されたパンフレットを提出する場合は不要。)

(キ) 都道府県知事等の発行した営業許可の写し（該当する場合のみ。）

(ク) 誓約書（別紙様式第5）

(ケ) 役員名簿（別紙様式第6）

(注) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者に限り、「資格決定通知」の写しを、(イ)、(ウ)、(エ) 及び (オ) に定める書類に代えることができる。

オ 提出先

山口県下関市永田本町4丁目8番1号 海上自衛隊下関基地隊厚生科

カ 提出期限

令和6年11月10日（金）16時まで

## (2) 応募業者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

ア 提出書類が期限を過ぎて提出された場合

イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合

ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

オ その他、違反と認められる場合

## (3) 提案修正の禁止

提出後の書類変更（修正、差し替え、削除、追加）を禁止する。

## 7 選考の方法

書類選考による総合的審査の上、展示即売会実施業者を決定する。

必要に応じて、見本審査又はプレゼンテーションを実施する場合もあるが、その日程等については別途通知する。

なお、審査結果については、異議を申し立てることができないものとする。

## 8 業者決定

令和6年11月25日（月）予定

## 9 業者決定後の提出書類

展示即売店等の設置及び経営の業者として決定された者は、下記の書類を期限までに持参すること。書式等の詳細は、業者決定後説明する。

### (1) 提出種類

国有財産使用許可申請書及び付属書類

### (2) 提出先

申請書等の提出先に同じ

### (3) 提出期限

令和6年12月6日（金）16時まで

年 月 日

海上自衛隊下関基地隊司令 殿

公 募 説 明 会 参 加 申 込 書

本社（店）所在地

フリガナ  
称号又は名称

フリガナ  
代表者の氏名

印

法人・個人の別

法人・個人

フリガナ  
担当者氏名：

電 話 番 号：

F A X：

海上自衛隊下関基地隊において展示即売店等を設置し経営を行う、業者募集に関する公募説明会に参加します。

1 応募予定業種

--

2 参加者名簿

役 職	氏 名	備 考

申 請 書

年 月 日

海上自衛隊下関基地隊司令 殿

本社（店）所在地

フリガナ  
商号又は名称

フリガナ  
代表者の氏名

印

法人・個人の別

法人・個人

フリガナ  
担当者氏名：

電 話：

F A X：

海上自衛隊下関基地隊において展示即売店等を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

※1店舗毎につき、1枚提出してください。

## 主な販売予定商品・販売価格表

業 者 名:

展示即売会等利用者の利点

商品名	規格等	販売価格	商品写真
		当日 円	
		市価 円	
		当日 円	
		市価 円	
		当日 円	
		市価 円	
		当日 円	
		市価 円	

※価格は税込みとする。



## 主な販売予定商品・販売価格表

業 者 名:

商品名	規格等	販売価格		商品写真
		当日	円	
		当日	円	
		市価	円	
		当日	円	
		市価	円	
		当日	円	
		市価	円	
		当日	円	
		市価	円	
		当日	円	
		市価	円	
		当日	円	
		市価	円	
		当日	円	
		市価	円	

※価格は税込みとする。

業 務 確 約 書

年 月 日

海上自衛隊下関基地隊司令 殿

「海上自衛隊下関基地隊における展示即売店等の設置及び経営」の応募に関し、  
仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約致します。

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

法人・個人の別

法人・個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

## 誓 約 書

私当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

## 記

## 1 契約の相手方として不適切な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは、積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式第6により変更後の役員名簿を提出します。

## 2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

## 3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1) による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

海上自衛隊下関基地隊司令 殿

年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

印



## 仕 様 書

## 1 業務件名

海上自衛隊下関基地隊における展示即売店等の設置及び経営

## 2 業務内容

展示即売店等の設置及び経営

## 3 相手方の決定

本業務を行う者については、海上自衛隊下関基地隊司令（以下、「甲」という。）が決定する。

## 4 国有財産の使用許可

- (1) 本業務を行う者は、展示即売店等の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
- (2) 国有財産の使用許可は、中国四国防衛局長（以下、「乙」という。）が行う。
- (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。
  - ア 国が使用財産を必要とするとき。
  - イ 国有財産の使用許可の相手方（以下、「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。
  - ウ 丙が自己都合による業務の解除をするとき。
  - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び暴力団員に該当、もしくは関与していたとき。
- (4) 使用許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し返還すること。

ただし、継続した場合は、この限りではない。また、この場合、丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。

## 5 丙の資格

丙は、以下の条件を満たしていること。

- (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。

## 6 国有財産使用料

丙は、乙に展示即売店等の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。  
次に示す国有財産使用料は、令和6年度実績であり令和7年度については見直し予定である。

- (1) 屋内：日額36円/m<sup>2</sup>（消費税込み）  
※光熱水料は、使用量に応じ別途徴収する。
- (2) 屋外：年額181円/m<sup>2</sup>（消費税込み）  
なお、国有財産使用料は、乙が指定する期日までに全額を納付すること。

## 7 業務期間等

- (1) 営業日  
令和7年4月1日～令和8年3月31日の間のうち、甲と丙が協議して決定した日とする。  
なお、業務の開始及び終了の時期については、施設の状況等により変更もあり得る。
- (2) 営業時間  
原則1200～1300とし、それ以外は別途協議とする。

## 8 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

## 9 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

## 10 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において展示即売店を等管理し、火災、盗難の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (2) 丙は、従事員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。
- (3) 丙の従事者は日本国籍を有する者とし、また、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入してはならない。
- (4) 丙は、自らの責任において廃棄物の処理、減量化及びリサイクル化について、関係法令及び規則等に基づき適正に行わなければならない。

## 11 衛生等の保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲及び乙に対して速やかに報告すること。

## 12 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲、乙及び担当職員（以下、「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の

保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。

- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。

### 13 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

### 14 自己都合における業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、3ヶ月前に甲及び乙に通知し、甲及び乙の指示に従い解除することができる。この際、丙は残期間に相当する使用料及び使用物件の維持保存に要した費用等を請求することはできない。

また、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立を行う者は、当該手続開始前に解除を申出ること。

### 15 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。

ただし、丙は、食材、容器、燃料等の高騰又は消費税等の税率変更に伴い販売商品の価格変更が必要となった場合は、甲と協議し、価格を変更することができる。

- (2) 本業務の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (3) 丙は、基地への出入り及び施設への立ち入りについては、基地で定められた関係規則の手続きを行うとともに諸規定に従うものとし、許可を受けていない施設へは立ち入らないこと。
- (4) 展示即売店等の設置、移設及び撤去に係る費用は、丙の負担とする。また、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (5) 丙は、本業務に要する光熱水料のほか、利用物件の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担しなければならない。
- (6) 販売商品の選定に当たり常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、担当職員の指示に可能な限り従うものとする。
- (7) 丙は、営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合、営業許可を取得した後、販売すること。
- (8) 丙は、商品の瑕疵等について利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合、即時に対応すること。
- (9) 丙は、展示即売実施時、展示即売店設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (10) 丙は、売上金額を翌月10日までに、また会計年度における本業務に関する収支計算書を翌年5月末日までに担当職員に提出すること。



- (11) 丙は、本業務の従事者に係る書類（履歴書（写し））など、甲が必要と判断した書類の提出を求められた場合には、担当職員に提出しなければならない。
- (12) 丙は、販売品目に重大なトラブル（異物混入、食中毒及び発火の可能性等）が発生した場合には、担当者に速やかに報告するとともに直ちに商品を回収し、甲の指示に従わなければならない。
- (13) 丙は、使用物件の一部を第三者に転貸し、第三者と共同で使用してはならない。
- (14) 丙は、本仕様書に記載されている遵守事項に違反した場合及び故意の過失により甲、乙又は利用者に被害が発生した場合は、直ちに業務を取り消すとともに、次回以降、業務に従事できない場合がある。
- (15) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、担当職員及び丙の間で協議する。

## 16 情報公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき本業務に関する行政文書の情報公開が求められた場合は、第5条第2号に該当する情報を除き開示するものとする。